

相模原市農業委員会第12回会議議事録

開 会 日 時 令和8年2月27日 午後1時37分

閉 会 日 時 令和8年2月27日 午後2時23分

開 催 場 所 産業会館4階 特別会議室

出 席 委 員 (○印)

①	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	10	菱山 喜章	⑰	檜島 真
④	黒木 竜郎	⑪	芥藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
⑤	藤村 達人	⑫	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	⑭	岸 義之		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (10番菱山喜章委員)

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席13番

議席14番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第5回農政運営委員会報告
3	議案第62号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第63号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第64号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第65号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第66号	農用地利用集積等促進計画の要請について
8	議案第67号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
9	報告第66号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
10	報告第67号	農地所有適格法人の報告について
11	報告第68号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
12	報告第69号	非農地証明書の発行について
13	報告第70号	民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
14	報告第71号	国税徴収法による滞納処分に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
15	報告第72号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
16	報告第73号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第12回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、10番菱山喜章委員より欠席の旨、また、17番檜島真委員より遅刻の旨、通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、13番志村佳男委員、14番岸義之委員を御指名いたします。

傍聴希望者はありませんので、会議を引き続き進めていきます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告いたさせます。

事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和8年1月30日から令和8年2月26日までの主な会務につきまして、報告をさせていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

2月6日、第2回農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議が開催されまして、私が出席しております。内容につきましては、農地中間管理事業の推進についてほかでございます。

2月18日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長及び私が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問1件、報告8件となっております。なお、諮問した1件については、許可相当との答申を得ております。

続きまして、市関係でございます。

1月30日、農業委員会第11回総会を行いまして、農業委員19名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

2月13日、令和7年度農業委員会委員視察を行いまして、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名が出席しております。内容につきましては、「農」のあるまちづくり全般についてほかでございます。

2月19日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

2月24日、第5回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員11名が出席しております。内容につきましては、令和9年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に係る提出の流れについてほかでございます。

続きまして、その他でございます。

2月10日、第46回学校農園経営協議会定期総会が開催されまして、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、令和7年度協議会活動報告についてほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第5回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程2「第5回農政運営委員会報告」をいたします。

委員長に報告をお願いします。

委員長（高橋委員）

第5回農政運営委員会の結果報告をいたします。

それでは、2月24日に開催されました第5回農政運営委員会の結果について報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見等ですが、議題(1)における農地を守ろう税の新設について、新たな税を新設するには国民の理解を得ることが重要で、目的や用途を具体的に検討して明確にし、覚悟を持って取り組む必要があるとの意見がありました。

また、昨今の気温上昇は、従来の方法では対応できないので、対応した技術や品種、資材の開発や補助について追記するよう意見がありました。

また、資材置場について、市への意見としていますが、県にも意見を出したほうがいいとの意見がありました。

さらに、鳥獣被害対策について、具体的な予算の増額を要望する意見がありました。

議題(2)について、有機農業拡大に向けて、補助金の活用や相模原版の農法の規格をつくることで差別化を図ることができるとの意見がありました。

以上で、第5回農政運営委員会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第5回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程3議案第62号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-20から3-21及び3-1013から3-1014は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和8年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから4ページを御覧ください。

收受番号3-20は、相模原市中央区に住む譲受人が、相模原市南区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページと2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区上溝の畑、1筆、合計992㎡です。今後の作付は、トウモロコシなど露地野菜とブドウ栽培をする予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地5筆、2,396.55㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が360日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-21は、相模原市南区に住む譲受人が、相続人不存在となり、相続財産法人となっている譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページと4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区当麻の田、2筆、1,992㎡及び畑、1筆、476㎡です。今後の作付は、水稻、ネギ、サツマイモなどを栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地15筆、10,567㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上について、譲受人が250日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の2件について御説明いたします。

收受番号3-1013は、緑区牧野の農地所有適格法人及び認定農業者である株式会社藤野倶楽部が、緑区名倉に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧く

ださい。案内図は6ページを御覧ください。申請地は、緑区名倉の畑、4筆、1,677㎡です。今後の作付は、ハウレンソウやキャベツなど露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件につきましては、経営農地24筆、10,534㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上につきましては、代表取締役が200日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1014は、東京都八王子市に住む譲受人が、緑区太井に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。申請地は、緑区長竹の畑、5筆、8,529㎡です。今後の作付は、温州ミカンを栽培し、観光農園とする予定です。審査基準につきましては、耕作証明書及び申請書で確認しております。全部効率利用要件については、八王子市農業委員会の耕作証明書により、経営農地12筆、5,995.38㎡は耕作されていることを確認いたしました。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんに、過日、現地調査をお願いいたしました。補足説明や御意見を伺います。

收受番号3-20について、中央区担当、鈴木輝彦委員、お願いいたします。

9番（鈴木委員）

23日に佐藤推進委員と見てきました。地図でいうと、南側が東京電力の施設になっていて、その北側が申請地になっています。現在はいろいろ作付されているみたいで、特に問題ないと思いますので、御審議をお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号3-21については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

13番（志村委員）

2月22日に中島推進委員と現地確認に行っていました。この場所はカインズホームの南側でして、3年ぐらい前から耕作放棄になっていました。確認しに行ったときは、スクリーンに映っている草はきれいに刈ってあって、耕うんもしてありました。譲受人の方が、次、田んぼを耕作すると思いますので、特に問題ないのかなと思います。よろしく御審議をお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号3-1013については、藤野地区担当、黒木竜郎委員、お願いいたします。

4番（黒木委員）

2月21日、倉田推進委員と一緒に現地確認に行ってきました、写真で見ても分かるとおりにきれいに耕作してありますし、西面ですけど、手前のほうはなだらかな傾斜になっていまして、かなり耕作もきれいにやっているので、問題はないと思われます。

議長（阿部会長）

それでは、収受番号3-1014、津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いいたします。

18番（菊地原委員）

2月19日に現地調査を行ってきました。8,529㎡で広いんですね。ちょうど調査に行ったときに、譲渡人と譲受人が2人で畑の整理や伐根をやっておりました。話を聞いたところ、譲受人は既に愛媛で10年ぐらい農家の研修を受けて、さあ、これから頑張るぞという大変意欲にあふれた話をお聞きしました。そういうことで、今回の農地の売買については問題ないと思われます。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

15番（高橋委員）

最後の3-1014、今、愛媛で研修をしてきたという話でしたけれども、長竹でミカンを作るのが適するのかなのか。また、どんな品種を栽培するのかお聞きしたい。

事務局（山下所長）

まず、温州ミカンができるかということですが、譲受人は農業高校、農業大学卒業後、愛媛の柑橘系を生産する農事組合法人で働いていまして、技術的にも経験もある方ですが、自分の経験から、この気候でも間違いなくミカンはできるということでした。また、申請地の周辺にレモンを栽培している方がいらっしゃいまして、その方と直接話をしてレモンというのはミカンよりも耐寒性のないものですが、レモンが十分生育できているということを確認しておりますので、温州ミカンも間違いなくできると考えております。

次に、品種についてですが、ミカンの収穫時期がずれるように、極早生、早生、中生を作付する予定でありまして、品種は、極早生は日南1号、早生は宮川早生で、中生は南柑20号を栽培すると聞いております。

15番（高橋委員）

ありがとうございました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

15番（高橋委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はよろしいですか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第62号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第62号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第63号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-22は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和8年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号3-22は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区大島の畑、1筆、464㎡です。区分地上権は、その土地の上空や地下の一部に限定して利用するための地上権です。今回、申請地の地表から地下34.15m以下に軌道用トンネルを設置するために必要となった区分地上権の設定について、農地法第3条の許可を要するものです。なお、東海旅客鉄道株式会社による同様の区分地上権設定では、本庁管内で令和2年度以降、34件の申請を受けており、今回で35件目となります。直近では、令和6年度に宮下本町3丁目の畑で1件の申請を許可しています。審査基準につきましては、地下利用に係る区分地上権であるため、申請地及び周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、区分地上権の設定について、所有者の同意を得ていることを申請書等で確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第63号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きます。日程5議案第64号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-6は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和8年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号4-6は、申請人が所有する下溝の農地、1筆、348㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、自動車部品販売業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西側にブロック1段積みを設置し、東側は既設擁壁を利用する計画です。雨水については碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は下溝古山公園の北西約120mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんに、過日、現地調査をお願いしました。補足説明、御意見を伺いたいと思います。

收受番号4-6について、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

13番（志村委員）

2月22日に、中島推進委員と現地確認へ行ってきました。ここは以前、家庭菜園クラスの野菜をきれいに作っていただいていたんですけども、転用はやむを得ないのかなと。雨水もきちんと敷地内浸透ということですので、やむを得ないのかなと思います。よろしく御審議をお願いします。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第64号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第65号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-23及び5-1048から5-1049は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和8年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページから11ページを御覧ください。

收受番号5-23は、借受人が、貸出人が所有する磯部の農地、5筆、2,311㎡に使用貸借権を設定し、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、建設会社からの要望により、資材置場として転用するための申請です。申請内容は農地法第4条となりますが、複数地権者による一事業目的のため、本来は利用する権利のない他者の土地についても互いに利用するための権利の設定が必要な申請となっていることから、使用貸借権による農地法第5条の申請となっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、万能鋼板を設置し、南側の一部は既設ブロックを利用する計画です。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は中村歯科の北東約410mです。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の2件について説明いたします。

收受番号5-1048は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区三ケ木の農地、1筆、363㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、夫婦共に高齢となったことから、日当たりもよく、住環境が良好な土地であり、親類縁者も近くにいるため、現在の自己所有住宅を売却し、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東側はコンクリートブロック2段積みを設置、南側及び北側は隣接住宅の既設ブロックを利用、西側は車両出入口を除き、万能鋼板を設置する計画です。雨水につきましては、浸透ますによる敷地内浸透とし、汚水は公共下水道へ接続する計画です。申請地は津久井中央保育園の北約150mです。

続きまして、收受番号5-1049は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区日連の農地、2筆、314㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。

農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、借家住まいで、子供の成長により手狭となったことから、自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、万能鋼板を設置する計画です。雨水につきましては、浸透ますによる敷地内浸透とし、汚水は公共下水道へ接続する計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第一種中高層住居専用地域です。申請地は藤野小学校の北東約150mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、過日、地区担当委員さんに現地調査をしていただきました。補足説明や御意見を伺いたと思います。

收受番号5-23について、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

11番（斉藤委員）

20日に、丸塚推進委員と現地調査へ行ってきました。ここは新磯のざる菊というイベントをやっていたところですが、もう、ざる菊も解散しまして、本人たちも高齢なのでできないということで、やむを得ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1048について、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

19番（大塚委員）

2月19日に、推進委員と二人で見えてまいりました。雨水等、事務局の説明のとおり、特段の問題はないと思います。住宅街の中に残っていた畑なので、仕方がないのではないかと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1049については、藤野地区担当、黒木竜郎男委員、お願いいたします。

4番（黒木委員）

写真を見てもらうと分かるんですけども、申請地にはまだ梅の木がそのまま残ってしまっていて、これから梅の木を切るということでした。右手の隣接地に杉の木がありまして、同じ地権者なので伐採をするということです。家も西向きなところですから、日当たりのちょっと悪いから、そういうこともやっていかなければいけないと思います。あとは事務局の言うとおりの問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番（加藤委員）

5-23の使用貸借の関係で、資材置場に貸すのに、もう一回、次に5条か何かで出てくるんですか。親子で使用貸借権を設定するとか、そういうのは聞くんですけど、これ、本人同士で、どういう理屈なのか、ちょっと自分の理解を超えてしまっているので、教えてください。

事務局（武信総括副主幹）

こちらにつきましては、通常であれば、要望を受けて、土地所有者が造成費を出して、造成工事をして貸すという通常の4条ですけれども、たまたま使いたい場所の地権者が2人いまして、一事業で要望書を受けるのに、2人の地権者がいると、その方々が各々の土地を使わないと1つの目的の事業ができないということになるので、添付資料は4条ですけれども、申請書自体は、お互いがお互いに使用貸借の権利をつけて1つの事業をするという申請になっております。

5番（藤村委員）

5-1048、地図だと16ページですけど、所有権移転で家を造るのはいいんだけど、残った土地の2筆が袋地になってしまうんだけど、そっちはどうなってしまうのでしょうか。

事務局（山下所長）

この案内図でいいますと、南側から入れると確認しています。

5番（藤村委員）

ああ、入れるのか。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

5番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかにございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第65号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第65号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第66号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第66号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第66号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号7-1048から7-1050は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和8年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画を定めるよう、農地中間管理機構へ要請する議案となります。

整理番号7-1048及び7-1049は、従前の耕作者が亡くなったことから、耕作者を変更するための貸借の権利を設定するもので、合計2件、2筆、1,821㎡です。

続きまして、整理番号7-1050は、経営規模拡大のため、新たに貸借の権利を設定するものです。案内図は20ページを御覧ください。契約期間は3年9か月、件数は1件、1筆、面積は420㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第66号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第67号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程8議案第67号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第67号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-241から7-267及び7-1032から7-1034は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和8年2月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページから19ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見するものです。

本庁管内の27件について説明いたします。

整理番号7-241から7-251は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計11件、23筆、15,577.41㎡です。新規分の案内図は21ページから40ページを御覧ください。

続いて、整理番号7-252から7-267は、貸借の権利を更新するもので、合計16件、17筆、16,483㎡です。更新分については、いずれも耕作者の変更を伴うものになります。

契約期間について、9か月、1年9か月、2年9か月となっているものは、従前の貸借期間を引き継いでおり、それ以外のものは3年9か月となっています。

法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。

第2号ロ常時従事要件について、それぞれ150日以上で要件を満たしております。

第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、今回は審査対象者がおりません。

以上のことから、認可要件第2号を満たすものと判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の3件について御説明いたします。

整理番号7-1032から7-1034は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計3件、8筆、4,961㎡です。案内図は42ページから46ページを御覧ください。

7-1032は、令和7年6月18日に新規就農者認定した方で、ここで初めて畑を貸借するもので、契約期間は9年9か月、露地野菜を栽培する予定です。

7-1033は、契約期間8年9か月で、露地野菜を栽培する予定です。

7-1034は、契約期間3年9か月で、露地野菜を栽培する予定です。

法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。

第2号ロ常時従事要件について、それぞれ150日以上で要件を満たしております。

第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められないものである場合に審査するものとなっており、今回は審査対象者がおりません。

以上のことから、認可要件第2号を満たすものと判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第67号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第66号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程10 報告第67号 農地所有適格法人の報告について

日程11 報告第68号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について

日程12 報告第69号 非農地証明書の発行について

日程13 報告第70号 民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程14 報告第71号 国税徴収法による滞納処分に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程15 報告第72号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程16 報告第73号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

ありません。

議長（阿部会長）

事務局はなしとのことですが、委員皆様からありましたら、お願いいたします。

5番（藤村委員）

28ページ、ワコーファームさん、これ、前からやられているんですけど、畑が要す

るに1反ちょっと、こんなものでしたか？ もうちょっと手広くやっているような気もしたんですけれども、違いましたか。

事務局（武信総括副主幹）

ワコーファームさんの面積につきましては、今、作業委託という形でやられている箇所がちょっとありまして、違法かと言われると違法ではないんですけれども、ただ、正式にやっていく上では利用権の設定をつけるところはきちんとつけてということで窓口で説明をさせていただいております。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程9報告第66号から日程16報告第73号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第13回総会は、令和8年3月30日月曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第12回総会を終了いたします。